

揖斐川久瀬漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、揖斐川久瀬漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第10号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、にじます、いわな、こい、うなぎ、おいかわ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、疑似餌釣り（ルアー・フライ・テンカラ）でカエシのない（バーブレス）シングルフック1本を使用した竿釣り以外の漁具・漁法により漁業してはならない。この場合においては、採捕した魚種の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
あまご、いわな、にじます	飛鳥川の倉下橋から下流、井取野橋より40m下流の堰堤までの区域	3月1日から9月30日まで

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で

なければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣（餌釣〈あゆを除く〉、毛針釣、ルアー釣、友釣〈リール及びあゆるラーの使用可〉、ガリ）	なし

（遊漁期間）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あまご いわな	3月1日から9月30日まで
うぐい	6月1日から翌年の3月31日まで
にじます こい うなぎ おいかわ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイト等にて公表するものとする。

（禁止区域）

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
揖斐川の西平堰堤の上流端から上流90メートルまでの区域	1月 1日から 12月31日まで
内谷の水谷との合流点から上流の本川及び支派川全域	

高知川の中部電力堰堤の下流端の線から上流600メートルまでの区域	
揖斐川の久瀬発電所放水口の中心線から上流50メートル及び下流50メートルまでの区域	
日坂川の和井元砂防堰堤から上流の日坂橋砂防堰堤までの区域	
坂本谷の飛鳥川との合流点より上流の本川及び支派川全域	

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご いわな	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル
うぐい	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あゆ・雑魚共通	手釣・竿釣	1,500円	4,500円	500円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。

ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ・雑魚共通	心身障がい者（身体障がい者手帳又は療育手帳の所持者）	500円	2,000円	500円
	中学生以下	無料	無料	—

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。

（特定釣漁場）

第9条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア 区 域	イ 魚 種	ウ 期 間	エ 料 金
日坂川の支派川の貝月谷の貝月リゾート栃の実荘入り口に架かる貝月橋より上流150メートルまでの区間	にじます	3月1日から 10月31日まで	一人 800円 2時間 3匹まで それ以上釣った場合は、1匹につき 200円
貝月谷の支流（名称不詳）の揖斐川町日坂1501-1に設置された樋門から上流30メートルまでの区間	にじます	3月1日から 10月31日まで	にじます1kg放流 3,500円

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間

- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わ

ないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する